

令和6年度 木更津市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和6年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (出向採用者を除く。) (単位:人)

区分	一般行政職	技術職	保健師	保育士	栄養士	社会福祉士	消防士	心理士	計
採用者数	32	7	0	2	1	1	5	1	49

(注) 令和6年度中に採用した職員数です。

(2) 退職の状況 (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他	計
退職者数	17	6	37	60

(注) 令和6年度中に退職した職員数です。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	組織機構の改革 △ 2 収納業務の体制見直し △ 1 組織機構の改革・給付全業務の対応 7 適正人員の見直し △ 3 適正人員の見直し 5 適正人員の見直し △ 3 開発業務の強化 3
		総務・企画	193	191	△ 2	
		税務	55	54	△ 1	
		民生	146	153	7	
		衛生	96	93	△ 3	
		農林水産	27	32	5	
		商工	23	20	△ 3	
	土木	101	104	3		
	小計	649	655	6	<参考> 令和7年4月1日現在住民基本台帳 人口 136,658人 人口1万人当りの職員数 47.93人	
	政特別部門	教育部	109	113	4	4 教育体制の強化
消防部		191	195	4	4 消防体制の強化	
普通会計計		949	963	14	<参考> 人口1万人当りの職員数 70.47人	
等公会営計企部業	下水道	19	17	△ 2	適正人員の見直し	
	その他	51	51	0		
	公営企業等会計部門計	70	68	△ 2		
総合計		1,019 (1,070)	1,031 (1,070)	12	<参考> 人口1万人当りの職員数 75.44人	

(注)1 職員数は、一般職に属する職員であり、給与の支払いのない派遣職員を除いた職員数です。

(注)2 ()内は、条例で定める職員定数です。

2 職員の人事評価の状況

平成28年度より、職員個人の職務遂行能力の発揮度を能力基準に照らして評価する「能力評価」と、組織の目標を明確に意識し、各自の業績を評価する「業績評価」からなる人事評価制度を実施し、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った人材の育成を行っております。

評価期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
 評価対象 全職員

3 職員の給与の状況

人件費(普通会計決算)

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費 (B/A)	(参考) 令和5年度の 人件費率
52,713,714千円	1,587,000千円	8,558,705千円	16.2%	15.6%

(1) 職員給与費の状況

職員給与費				対象職員数	1人当たり 給与額(年額)
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
3,401,403千円	662,544千円	1,389,277千円	5,453,224千円	949人	5,746千円

- (注)1 令和6年度普通会計決算によるものです。
 (注)2 職員手当には退職手当を含んでいません。
 (注)3 対象職員数は、令和6年4月1日現在の職員数です。
 (注)4 1人当たり給与額(年額)は、職員給与費計÷対象職員数で算出しています。

給与の抑制措置

区分	抑制措置	実施期間	内容
特別職	期末手当の減額	令和2年4月1日～	期末手当に加算される役職加算率を条例規定の1/2に改正 20%→10%

ラスパイレース指数 (各年4月1日現在)

	平成31年	令和6年
木更津市	102.7	101.0
類似団体平均	99.5	98.7
全国市平均	98.9	98.6

ラスパイレース指数：国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
 類似団体平均：人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したもの

(2) 平均給与月額(給与月額、諸手当)及び平均年齢

一般行政職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢
木更津市	312,662円	379,515円	353,764円	39.4歳
国	332,237円		414,480円	41.9歳

技能労務職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢
木更津市	336,753円	371,654円	364,477円	55.9歳
うち清掃員	330,867円	363,593円	357,079円	55.4歳
うち用務員	345,425円	379,714円	376,812円	56.0歳
うち学校給食員	—	—	—	—

※平均給料月額は、令和7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均額で、平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの全ての諸手当を合計したものです。これらは地方公務員給与実態調査に基づく金額です。

また、平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当・特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、比較のために国家公務員と同じベースで再計算した金額です。

(注)1 令和7年4月1日現在の職員の状況です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の平均取得状況(令和6年度実績)

対象職員数	平均取得日数
899人	13.01日

(注)1 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

(注)2 令和7年3月31日現在在職する職員で、令和6年度中の退職者、育児休業取得者、出産休暇取得者、派遣職員、中途採用職員及び短時間勤務職員を除いて算出しています。

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び部分休業の取得状況

(単位:人)

区 分	育 児 休 業		部 分 休 業	
	取得者数	うち前年度からの取得者	取得者数	うち前年度からの取得者
男性職員	12	0	3	0
女性職員	55	32	28	14
計	67	32	31	14

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	32	0	32
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	32	0	32

(2) 懲戒処分の被処分者数

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	3	1	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	2	0	3
計	1	0	5	1	7

7 職員のサービスの状況

地方公務員法で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というサービスの根本基準が示されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限などに関する規定の順守が求められています。

8 職員の研修の状況

(1) 研修の実績(受講者数)

(単位:人)

研修所等が実施する研修				独自研修	派遣研修
千葉県自治研修センター	市町村職員中央研修所	君津郡市広域市町村圏事務組合	その他		
38	12	169	3	424	0

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

(単位:人)

区 分	人 数
職員定期健康診断	908
職員定期健康診断(深夜業務従事者)	152
ストレスチェック	888
人間ドック助成	339

(2) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 木更津市役所職員厚生組合

地方公務員法の規定に基づき、職員の会費と市からの補助金を原資として、職員の福利厚生のために各種事業への助成、会員相互の祝い金・見舞金などの給付事業を行っています。

イ 千葉県市町村職員共済組合

組合員の掛け金と市の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。

ウ 千葉県市町村職員互助会

職員の掛け金と市の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。

(3) 公務災害補償の状況

(単位:件)

区分	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	3	0	3
通勤災害	1	0	1
計	4	0	4

II 公平委員会の状況

1 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために設置されています。

- (1) 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分の不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。

なお、令和6年度は勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。